

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第70号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

その敷地が京都市下京区郭巨山町，矢田町及び新釜座町の区域内に存する歴史的細街路にのみ2メートル以上接する建築物の構造に関し防火上必要な制限を定めることとしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第70号

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例  
京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「建築基準法施行令」の右に「(以下「令」という。)」を加える。  
別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

区 域	構 造 の 制 限
京都市下京区郭 巨山町, 矢田町及 び新釜座町の区 域	(1) 地上階数が3以下であること。 (2) 特殊建築物の用途に供する居室の壁(床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合には, 直上階の床又は屋根とする。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁, 窓台その他これらに類する部分を除く。次号において同じ。)の仕上げを次のいずれかとする事。 ア 難燃材料でしたもの イ 令第128条の5第1項第1号ロに規定する国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの (3) 特殊建築物の用途に供する居室から地上に通じる主たる廊下, 階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第128条の5第1項第2号に掲げる仕上げとすること。
京都市東山区祇 園町南側の区域	(1) 地上階数が3以下であること。 (2) 各居室の壁(床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料ですること。

(3) 地上階数が3で、3階に居室を有する建築物については、前号に定めるもののほか、当該居室から屋外への出口に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)